

低圧電気取扱業務特別教育講習開催のご案内

主催 一般社団法人 岐阜労働基準協会

労働安全衛生法では、事業者が低圧電気の取扱い業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程」に基づく科目について、安全衛生のための特別教育を行わなければならないことと定めています（労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条）。

当協会では、この特別教育を下記により開催しますので、該当する労働者はもれなく受講されますようご案内申し上げます。

なお、本講習は学科のみを行いますので、開閉機の操作（1時間以上）の実技教育を事業場において実施してください。

記

1. 講習日時と会場

日 時 令和8年9月17日（木） 9時～17時 受付8時30分から

会 場 岐阜県福祉・農業会館

岐阜市下奈良2-2-1 TEL 058（201）1598

2. 定 員 50名

3. 受講料 （テキスト代・消費税10%を含む）

会 員1名につき 7,810円（うち消費税710円） *岐阜県内の各労働基準協会会員対象

非会員1名につき 10,010円（うち消費税910円）

4. 申込先 〒500-8144 岐阜市東栄町3丁目4番地3 一般社団法人 岐阜労働基準協会

TEL 058-246-0863 FAX 058-247-4866 にてお申込みください。

* E-mail (gifukyokai20@wind.ocn.ne.jp) でも申込み可能です。

申込書を添付のうえ、お申込みください。

但し、定員になり次第締切ります。

5. 振込先 十六銀行 田神出張所 普通預金 0137981 一般社団法人 岐阜労働基準協会

講習の1週間前までに納付してください（振込手数料は、振込人負担でお願いします）。

ご都合により受講されない場合、**9月15日までに**その旨ご連絡がないときは、受講料はお返しできません。

6. 修了証の交付

講習の全科目を修め、修了試験に合格した方に当日修了証を交付いたします。

7. 講習科目

科	目	時 間
1.	低圧の電気に関する基礎知識	1 時間
2.	低圧の電気設備に関する基礎知識	2 時間
3.	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1 時間
4.	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2 時間
5.	関係法令	1 時間
合	計	7 時間

8. 受講票（A4用紙）・筆記用具を持参して下さい。

（注）貴重品は各自が責任をもって管理して下さい。

駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しいただくようお願いします。

低圧電気取扱業務特別教育 申込書 兼 受講票

受講番号	ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日
	氏 名			平成			
★主催者記入欄	ふりがな						
	現住所						
令和8年9月17日	会 場	岐阜県福祉農業会館（岐阜市下奈良2-2-1） 9時開講（受付8時30分から）					

上記のとおり受講料 名分 円を 現金（1週間前までに協会へ持参）にて申込みます。
振込（ 月 日予定）

令和 年 月 日

郵便番号

所在地

事業所名

担当者名

T E L

F A X

※必ずご記入ください。受講番号を記入しFAXにて返信します（FAXのない場合は郵送します）。

※E-mailの方は申込時のアドレスに返信します。

申込後1週間経過しても返信がない場合は、お手数ですが058-246-0863までご連絡ください。

協会名または支部名	
-----------	--

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体等に関する情報は、当協会が責任を持って管理し、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

お問合せ先 一般社団法人 岐阜労働基準協会
岐阜市東栄町3丁目4番地3
TEL 058-246-0863

◆コメント◆

請求書について、下記に○を付けてください。

不要・必要（FAX又はE-mailにて送付）

☆請求書が必要な方のみ

原本：不要・必要（受講日に角印を押印したものをお渡しします）

<低圧電気取扱者特別教育>

実技教育 「低圧の活線作業及び活線近接作業方法」 7 時間以上
(開閉器の操作のみを行う者については、1 時間以上)

実技実施内容

講師（資格要件は特になし。上記作業について十分な知識、経験があればいい。活線作業については、電気工事士免許を所持している者にすべき。）

講師の直接指揮のもと、下記事項を行う。

- 1 検電器の取扱い（検電器の準備、検電作業）
- 2 開閉器の操作（点検含む）
- 3 充電回路の敷設と修理
- 4 漏電遮断器の設置
- 5 テスターの取扱い
- 6 絶縁用防具、活線作業用器具点検、設置
- 7 絶縁用保護具の点検、装着

*開閉器の操作のみ行う者については、1，2のみ行う

*保護具等により安全が確保できない場合は、電路に電気を流していない停電状態で作業を行うことでもよい

記録

受講者名、講師名、実施内容、実施年月日、実施時間を記録。

低圧電気取扱業務特別教育においては、7時間以上（開閉器の操作の業務のみを行う者については1時間以上）の実技教育が必要です。

当協会で実施する特別教育は学科（必要な知識及び関係法令）のみですので、修了証についても学科のみの実施証明を行っています。

実技については各事業場において実施し、その記録を残しておいていただくことになりますが、そのためのひな型を作成しておりますので、必要に応じご活用ください。

<低圧電気取扱業務特別教育実施台帳>（開閉器の操作業務のみ実施する者）

学科：低圧の電気に関する基礎知識（1時間）、低圧の電気設備に関する基礎知識（2時間）、低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（1時間）、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（2時間）、関係法令（1時間）

実技：低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（1時間）

（内容：検電器の取扱い方法、開閉器の操作・点検）

労働者名	学科	実技
	令和○年○月○日	令和○年○月○日
	（一社）岐阜労働基準協会	○○株式会社○○工場

<低圧電気取扱業務特別教育実施台帳>

学科：低圧の電気に関する基礎知識（1時間）、低圧の電気設備に関する基礎知識（2時間）、低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（1時間）、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（2時間）、関係法令（1時間）

実技：低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（7時間）

（内容：検電器の取扱い方法、開閉器の操作・点検、充電電路の敷設と修理漏電遮断器の設置、残留電荷の放電方法、絶縁用防具・活線作業用器具の点検及び設置、絶縁用保護具の点検及び装着）

労働者名	学科	実技
	令和○年○月○日	令和○年○月○日
	（一社）岐阜労働基準協会	○○株式会社○○工場